

第66回国有財産北陸地方審議会

平成19年12月5日

北 陸 財 務 局

国有財産北陸地方審議会委員名簿（敬称略）

角間 俊夫	カナカン（株）代表取締役会長
小室 直人	（財）日本不動産研究所 金沢支所長
高澤 基	（株）北國新聞社 代表取締役専務
谷 明彦	金沢工業大学 環境・建築学部教授
永原 功	北陸電力（株）代表取締役社長
中村 明子	弁護士（松本洋武法律事務所）
羽場 千尋	一級建築士
本田百合子	公認会計士
水上 誠子	ダートコーヒー（株）代表取締役会長
三田村紘二	（株）ホクコン 代表取締役会長
深山 彬	（株）北國銀行 代表取締役会長
八木 孝男	（株）ヤギコーポレーション 代表取締役会長

（五十音順）

第66回国有財産北陸地方審議会 会議次第

開催日時 平成19年12月5日(水) 14:00～15:34

開催場所 金沢都ホテル 「加賀の間(東)」

	ページ
1. 開 会	1
2. 北陸財務局長挨拶	1
3. 委員の紹介	2
4. 会長等選任	3
5. 会長挨拶	4
6. 会長代理、境界査定部会長、境界査定部会委員の指名	5
7. 諮問事項の審議	6
8. 報告事項	19
9. 北陸財務局長閉会挨拶	24
10. 閉 会	25

1. 開 会

管財総括課長 定刻となりましたので、ただいまから第66回国有財産北陸地方審議会を開催いたします。私は、議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます北陸財務局管財部管財総括課長の三田と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、本審議会の定足数についてご報告申し上げます。本審議会は12名の委員で構成されておりますが、本日は12名全員のご出席をいただいております。これは、国有財産法施行令第6条の8の規定によります「委員の半数以上の出席で会議を開き」という条件を満たしておりますので、本会議は有効に成立していることをまずご報告申し上げます。

2. 北陸財務局長挨拶

管財総括課長 それでは、本日の審議会の開催に当たりまして、北陸財務局長の大森がご挨拶を申し上げます。

大森局長 北陸財務局長の大森でございます。第66回国有財産北陸地方審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様におかれましては、師走の業務ご多忙中のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には、平素、財務・金融行政全般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことを、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

さて、この国有財産北陸地方審議会は、国有財産法第9条の2に基づき設けられているものでございまして、北陸財務局管内の国有財産の管理、処分につきまして、学識経験等を有する皆様から幅広いご意見を伺うものでございます。第1回の審議会は昭和32年に開催しておりまして、今年はちょうど50年という節目の年に当たります。この間、委員の皆様方には、審議会開催の都度、諮問事項及び報告事項について貴重なご意見を賜ってまいりました。

一方、かれこれ半世紀になるわけでございますけれども、国有財産行政も、我が国の経済社会構造の変化あるいは行政ニーズの質的な変化に伴いまして、幾度か大きな節目を迎えてまいりましたが、昨年4月には、国有財産法が実に40年ぶりということで全面的に改正されまして、法令改正を含む一連の国有財産制度改革と私ども申し上げておりますが、それが推し進められたところでございます。これによりまして、従来の国有財産を適正に管理するという側面にウエートを置いていた行政が、効率性を一層重視するという方向へ

大きく転換したところでございます。制度改革の内容につきましては、前回、皆様にご報告申し上げておりますので、詳しい内容は割愛させていただきますけれども、この未利用国有地の処分につきましては、公用・公共用優先の考え方を原則としつつ、効率性の向上を図る観点から、より速やかに、かつ透明で公平な手続に従って行うという考え方で行うこととされたところでございます。

本日お諮りする議題でございますけれども、金沢市四十万町地内に所在する未利用国有地の処分でございますが、こうして定められました新しい手続に則りまして、金沢市、それから金沢市土地開発公社に処分しようとするものでございます。委員の皆様におかれましては、この事案について、さまざまな角度からご検討いただきましてご審議を賜りますようお願いいたします。

また、本日もご報告いたします国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の開催結果等でございますが、今年1月から5月までの間に6回にわたり開催した有識者会議の概要につきましてご報告させていただきたいと考えております。なお、谷委員と小室委員には、地方有識者会議のメンバーにご就任をいただきまして、国家公務員宿舎の移転・再配置計画（案）や庁舎等使用調整計画（案）につきましてご検討をいただきました。とりわけ谷委員には、地方有識者会議の座長といたしまして会議の運営にご尽力いただきました。お二人には本席をお借りして改めて御礼を申し上げる次第でございます。

私ども北陸財務局といたしましては、北陸3県の国有財産の総括、それから管理処分業務を最前線で担うという立場でございまして、国有財産制度改革の実を上げるべく使命感を持って取り組んでまいり所存でございます。皆様におかれましては、本日の諮問事項及び報告事項に限らず、国有財産行政全般に関しまして、あらゆる事柄につきまして忌憚のないご意見を賜ればと考えております。何卒よろしく願いいたします。簡単ではございますが、開催に当たりまして私の挨拶とさせていただきます。

3. 委員の紹介

管財総括課長 それでは、議事に入ります前に、今回は委員改選後初めての審議会でございますので、僭越ではございますが、私の方から委員の皆様方をご紹介させていただきたいと思っております。甚だ勝手でございますけれども、50音順とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、カナカン株式会社代表取締役会長の角間俊夫様でございます。
財団法人日本不動産研究所金沢支所長の小室直人様でございます。
株式会社北國新聞社代表取締役専務の高澤基様でございます。
金沢工業大学教授の谷明彦様でございます。
北陸電力株式会社代表取締役社長の永原功様でございます。
弁護士の中村明子様でございます。
一級建築士の羽場千尋様でございます。羽場様は今回新任でございます。
公認会計士の本田百合子様でございます。本田様も今回新任でございます。
ダートコーヒー株式会社代表取締役会長の水上誠子様でございます。水上様も今回新任
でございます。
株式会社ホクコン代表取締役会長の三田村紘二様でございます。
株式会社北國銀行代表取締役会長の深山彬様でございます。
株式会社ヤギコーポレーション代表取締役会長の八木孝男様でございます。
続きまして、北陸財務局の出席者を紹介させていただきます。
今ほどご挨拶を申し上げました北陸財務局長の大森でございます。
総務管理官の高本でございます。
管財部長の安藤でございます。
事務席でございますけれども、富山財務事務所長の増永でございます。
福井財務事務所長の名越でございます。
以上、どうぞよろしく願いいたします。それでは、これより議事に入りますので、恐
れ入りますが、報道関係の方にはご退室をお願いいたします。

〔報道関係者退室〕

4. 会長等選任

管財総括課長 それでは、最初に会長の選任につきまして北陸財務局長から説明をさせて
いただきたいと思います。

大森局長 本日の審議会は、本来であれば会長に招集をお願いするところでございますが、
改選後初めての審議会のため、会長が選任されておられません。このため、私どもの方から
招集をさせていただいた次第でございます。会長につきましては、国有財産法施行令第6

条の5の規定に基づきまして、委員の互選により委員の方々の中から選任することとされております。また、会長代理及び境界査定部会の部会長と同部会委員につきましては、同じく国有財産法施行令第6条の5及び第6条の6の規定に基づきまして、会長にご指名していただくことになっております。それでは、会長の選任に入らせていただきますが、どなたかご意見がございましたら承りたいと思います。

小室委員 ただいまの会長選任の件でございますけれども、僭越ではございますが、永原委員を会長に推薦させていただきたいと思います。永原委員は、ご存知のように、北陸3県のエリアにおける公益性の高い北陸電力の社長を務められているということでございますので、ご適任であろうと考えます。以上でございます。

大森局長 ただいま小室委員から永原委員を会長にご推薦したいというご提案がございました。委員の皆様、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

大森局長 それでは、ご異議ないようでございますので、委員の互選ということで、永原委員に国有財産北陸地方審議会会長にご就任いただくことを決定いたします。永原委員には大変お手数をおかけいたしますけれども、今期の会長をよろしくお願いいたしたいと思っております。

〔永原委員、会長席に移動〕

5. 会長挨拶

管財総括課長 それでは、恐れ入りますが、永原会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

永原会長 ただいま会長を仰せつかりました永原でございます。お受けするに当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと存じます。

今、小室委員の方から、北陸3県の事業をやっていることと公益性の高い事業ということから会長に適任であるというようなご推薦を賜りましたけれども、大変ありがたいことではありますが、実は2年前にもこの委員会で会長を仰せつかりまして、同じようなご推挙があったかと存じます。こういう権威のある審議会の会長を務めるのは、私ごとき者が適任であるのかなという一抹の心配がございしますが、この審議会の司会進行をやれということです、精一杯やらせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。この

審議会は、局長から色々お話がございましたとおり、国有財産の未利用になっている部分をどう利用していくのか、あるいは活用していくのかという大変重要な審議会でございますし、また国民の関心も高いところでございます。したがって、今回の案件に関しましても、委員の責任は重いというふうに思いますので、皆様のお力添えを賜って、適切な方向に判断ができるように、よろしくお願ひしたいと存じます。

6. 会長代理、境界査定部会長、境界査定部会委員の指名

管財総括課長 それでは、会長の方から、会長代理と境界査定部会長、境界査定部会委員のご指名をお願いしたいと思います。

永原会長 先ほど大森局長からお話ございましたように、会長代理とか幾つかの委員のご指名をしたいと存じます。

まず、会長代理でございますけれども、国有財産法の規定によって、会長があらかじめ指名することになっておりますので、私の方から指名をさせていただきたいと存じます。会長代理には、大変恐れ入りますけれども、角間委員をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、本審議会に置かれております境界査定部会の部会長及び委員の指名を行いたいと存じます。境界査定部会長及び委員は、同じく国有財産法の規定により、いずれも国有財産北陸地方審議会の委員の中から会長が指名することになっております。私といたしましては、境界査定部会長をこれまでどおり小室委員をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。また、査定部会の委員には、中村委員をお願いしたいと思います。両委員には大変お忙しいとは存じますが、よろしくお願ひいたします。

管財総括課長 ありがとうございます。では、早速でございますけれども、諮問書を北陸財務局長から会長にお渡しいたします。

[大森財務局長から永原会長に諮問書を手交]

管財総括課長 それでは、これからの審議につきましては会長にお願ひしたいと思います。会長、よろしくお願ひします。

永原会長 ただいま局長のほうから諮問書を頂戴いたしました。内容は、先ほど議題等で

ご説明がありました未利用国有地につきまして、金沢市及び金沢市土地開発公社に対して処分すること等につきましてお諮りするものでございます。追って詳しいご説明があると思います。

7. 諮問事項の審議

金沢市及び金沢市土地開発公社に対し、一般会計所属普通財産を、都市公園として処分等することについて

永原会長 それでは、審議に入らせていただきます。今回の諮問事項は、本日付で北陸財務局長から諮問がありました金沢市及び金沢市土地開発公社に対し、金沢市四十万町地内に所在する旧金沢大学四十万農場の一部を都市公園用地として処分等することについてであります。審議を始めます前に、事務局のほうから内容の説明をお願いしたいと存じます。

管財総括課長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。お手元のほうに「諮問書」をお配りさせていただいていると思います。この2枚目をごらんいただきたいと思っております。読み上げさせていただきます。

諮 問 事 項

「金沢市」及び「金沢市土地開発公社」に対し、下記普通財産を「都市公園」として処分等することについて

記

所属会計名	一般会計
所在地	石川県金沢市四十万町北ヌ13番1外のうち
口座名	旧金沢大学四十万農場
区分・数量	土地 21,232.47m ²
	工作物 一式

でございます。

永原会長 ただいま読み上げました諮問事項につきまして、補足説明をお願いしたいと存じます。

管財部長 管財部長の安藤でございます。諮問事項の補足説明をさせていただきます。

諮問書にありますとおり、今回の諮問事項は、金沢市及び金沢市土地開発公社に対しまして、旧金沢大学四十万農場の約2分の1を都市公園用地として処分等をしようとするものでございます。お手元に「諮問事項補足説明資料」をお配りしております。

初めに資料1ページの位置図をごらんください。なお、前のスクリーンでも基本的に同じものを用意しております。説明資料によっては字が小さくてスクリーンでは見にくい資料もありますので、このような資料につきましては、適宜必要な部分だけを拡大し、概要部分のみを要約したものをスクリーンで用意しておりますので、その都度ごらんいただければと思います。位置図の下の方に◎印をつけておりますけれども、赤色で着色されている箇所が今回の対象財産でございます旧金沢大学四十万農場でございます。次に、本財産の沿革についてご説明したいと思います。諮問事項の次のページに簡単に書いておりますけれども、「1. 財産の沿革」というところでございますが、本財産は、昭和39年以降、金沢大学四十万農場として利用されていたものでございます。平成16年4月1日に金沢大学の国立大学法人への移行に伴いまして、一般会計所属普通財産として、財務省に引き継がれたものでございます。その後、平成18年3月に金沢市から本財産の一部について取得要望書の提出がなされまして、処分方針を検討してきたものでございます。

次に、資料の2ページをごらんください。案内図を付けております。縦長の上のほうが北になります。旧四十万農場全体は水色で囲ったところでございまして、面積は約4万3,000m²でございます。このうちピンク色の部分、今回の処分対象地は西側部分でございまして、約2万1,000m²でございます。なお、本財産に介在します里道や水路の取扱いにつきましては、後ほどご説明させていただきます。本財産は、金沢市中心部と旧鶴来町方面とを結ぶ都市計画道路「有松・四十万線」が西側に近接しております。東側は、主要地方道「金沢・小松線」に接しておりますほか、金沢市南部丘陵に沿って南北に走っております金沢外環状道路「山側環状」に近接しております。本財産を含む周辺は、都市計画法上、第一種低層住居専用地域に所在しておりまして、戸建住宅が立ち並ぶ閑静な住宅地域が形成されております。なお、建ぺい率は50%、容積率は80%の地域となっております。

続きまして、資料3ページの航空写真をごらんください。本財産は、一辺が約200mのほぼ整形な広大地でございます。また、地形につきましては、東側は丘陵地となっております。

りますので、東側から西側にかけて下り傾斜になっております。東西の高低差は約8m～10mとなっております。なお、南北方向につきましては、ほぼ等高な地形となっております。

また、現況につきましては、資料の4ページから7ページに写真を添付させていただいております。最初に資料4ページの写真でございますが、これは本財産を南側丘陵の高台から撮影したものです。①と書いている方向から撮影したものでございます。続きまして資料5ページの写真でございますが、これは西側に接する市道から東側に向けて撮影したものでございます。②の方向から撮影したものでございます。続きまして資料6ページの写真でございます。これは南側から北側に向けて撮影したものでございます。③と書いている方向から撮影したものでございます。それから資料7ページでございますが、これは東側に接する県道から西側に向けて撮影したものでございます。④の方向から撮影したものでございます。

続きまして、金沢市の取得要望の内容につきまして、8ページから10ページの資料を基に、市の利用計画、公園整備の必要性、西側部分の取得要望理由について順次説明させていただきたいと思っております。まず、資料8ページの利用計画図をごらんいただきたいと思っております。第1点目の金沢市の利用計画でございますけれども、市におきましては、本国有地を都市公園のうち近隣公園として利用しようと考えているものでございます。具体的な利用計画としましては、多目的広場やテニスコートなどを整備する計画となっているようでございます。なお、近隣公園の説明につきましては、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

金沢市におきましては、平成10年3月に「金沢市都市計画マスタープラン」を策定しておりまして、その中で、南部地域については、まちづくりのテーマを「南部丘陵の緑が映える成熟した住宅地の個性の演出」として整備する方針を定めておりまして、このような整備方針のもと、本地が南部地域に残された貴重な広大地でありまして、将来のまちづくりの観点から、公園等の公共的な利用を検討してきたというものでございます。本地は、交通の利便性も良好なことから、多くの市民が利用できる多目的広場やテニスコート等として、平成23年3月末の竣工を目指して整備を進める計画となっております。さらに、災害時におきましては、地域の防災拠点となる指定避難場所とする予定と聞いております。

次に、2点目の公園整備の必要性につきまして、ご説明したいと思っております。資料9ペー

ジ及び10ページの「周辺地域に所在する主な公園の配置状況」をごらんください。前のスクリーンには、9ページの左表の「都市公園等の種類」のところを拡大して表示したいと思います。資料9ページの左の表に記載のとおり、都市公園の「住区基幹公園」には、「地区公園」「近隣公園」「街区公園」の3種類の公園が定められております。その中の「近隣公園」は、「主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1カ所を誘致距離500mの範囲内で、1カ所当たり面積2haを標準として配置する」と定められておまして、金沢市の取得要望面積約2万1,000m²はその内容と概ね合致しているものでございます。なお、資料9ページの右の表及び10ページの周辺地域に所在する主な公園の配置状況図のとおり、本地周辺には、いわゆる児童公園等になります街区公園は多数存在しておりますけれども、面積2ha程度の近隣公園というものはございません。そういうことで、近隣公園の整備というものが是非必要ということでございます。

続きまして、3点目の本地の西側部分を取得要望する理由についてご説明したいと思います。金沢市におきましては、本地の西側に住宅が密集していること及び災害時における地域の防災機能の向上にも資することから、本地の西側部分の取得を要望しているものでございます。

以上、ご説明しました金沢市の要望内容につきまして、当局で審査した結果をご説明させていただきます。スクリーンには、効率性通達の概要を表示しております。未利用国有地等の処分等に当たりましては、公用・公共用利用優先の考え方を原則としつつ、透明で公平な手続に従って処分等を行うこととされております。前のスクリーンの一番上の部分に、「未利用国有地等の処分等の基本方針」ということで掲げさせていただいております。資料11ページ、12ページに、効率性通達の概要を添付してございます。

平成18年3月に発出されました効率性通達でございますけれども、11ページの資料の右側をごらんいただきたいと思いますが、審査項目の(ホ)に書いていますように、「都市部所在財産に関する留意事項」としまして、「都市部に所在する未利用国有地等については、特に残り少ない国民の貴重な資産であることから、防災性の向上や都市環境の改善に資するような公園等のオープンスペースなど、より広範に便益を享受できる公共性の高い用途に活用されるべきである」というように規定されておまして、今回の金沢市の公園利用という利用計画は、当該留意事項の趣旨に概ね合致するものであるというふうに考え

ております。なお、2分の1は金沢市の方に都市公園という形で処分させていただきますけれども、残地となる東側につきましても、概ね長方形の整形地となりますので、決して財産の価値が目減りするものではありませんので、取得要望を適当と判断したわけでございます。

次に、資料12ページでございますけれども、これは効率性通達に規定されている未利用国有地の処分の流れ、基本的な売却手続をフロー図にしたものでございます。時間の関係もありますので、詳細な説明は省略いたしますけれども、適宜ごらんいただければと思います。

次に、処分方法についてご説明したいと思います。13ページの優遇措置の概要、14ページの参考法令の抜粋をごらんください。スクリーンには、優遇措置の概要のポイント等を表示しております。

初めに、優遇措置についてご説明いたします。財政法9条におきまして、国有財産は、原則として「適正な対価なくして、これを処分等してはならない」というふうに規定されております。一方、国有財産法や国有財産特別措置法等で、時価から減額した価格や無償で処分等することができる旨の例外規定が設けられているところであります。このような例外規定に基づきまして、減額売却、減額貸付、譲与、無償貸付といった処分方法により相手方を優遇した条件で国有財産の処分等を行うことを「優遇措置」と言っております。

しかしながら、国の財政事情が非常に厳しい状況にもありますし、未利用国有地の地域的な偏りというものもありまして、地方公共団体間で受益面の不公平があってははいけませんので、補助金的な性格を有する優遇措置については、その時々々の経済情勢等を踏まえまして、その運用を見直してきているところでございます。具体的な運用は、通達等で規定されているところでございます。

資料13ページの表の緑色で着色表示している箇所をごらんいただきたいと思っております。本来、地方公共団体が公園として利用する場合には、国有財産法第22条第1項1号の規定に基づきまして、全面積を無償貸付することができることとされておりますが、「国が移転費用を要しない財産」で「都市部に所在する財産」につきましても、その3分の2を時価売却とし、3分の1を無償貸付とすることとなっております。また、当該表の右欄に記載しておりますとおり、平成18年3月に発出されました効率性通達において、「国が移転経費を要した財産」及び「物納財産」については「全面積を時価売却」することとされて

おりまして、優遇措置が是正されております。前のスクリーンでは、一番右側の黄色の部分でございます。ちなみに、本財産につきましては、平成9年に金沢大学が金沢市角間地区へ移転した際、旧四十万農場の代替施設が整備されていないことから、「国が移転経費を要しない財産」に整理しているものでございます。

続きまして、契約根拠についてご説明したいと思います。資料14ページの参考法令の抜粋をごらんいただきたいと思っております。スクリーンでは、参考法令の抜粋として、契約方針に関する部分を抜粋表示しております。3分の2の時価売却部分につきましては、金沢市の財政状況等から、本財産を平成20年3月末までに直接取得することができないため、金沢市からの依頼を受けまして、金沢市土地開発公社が先行取得することとなっております。また、契約方式につきましては、金沢市及び金沢市土地開発公社のいずれも、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条第21号の規定によりまして随意契約となります。

次に、金沢市の「買受け」及び「公園整備スケジュール」についてご説明いたします。効率性通達におきましては、平成18年3月末までに取得要望のあった本財産につきましては、来年、平成20年3月末までに売買契約等を締結する必要がございます。先ほど説明しましたとおり、金沢市では、財政状況等から本財産を直接取得することができないことから、金沢市土地開発公社が先行取得し、その後、平成21年度中、遅くとも平成22年3月末までに金沢市土地開発公社から買い戻し、平成23年3月末までに公園を整備する計画となっております。したがって、本財産の処分につきましては用途指定を付してございます。金沢市土地開発公社との売買契約においては、平成22年3月末までに、「都市公園用地として金沢市に譲渡する」旨の用途指定をすることとなります。また、金沢市等の無償貸付契約の部分につきましては、平成23年3月末までに、「都市公園の用に供する」旨の用途指定を付すこととなります。

続きまして、本財産に介在しております里道、水路についてご説明させていただきたいと思っております。資料15ページの用地実測図をごらんいただきたいと思っております。図面上、赤色、青色の着色表示となっているところがあるかと思っておりますけれども、これは、里道、水路として、まだ水が流れている、機能を有している財産でございます。「機能を有している財産」につきましては、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づきまして、金沢市へ譲与しております。また、実測図上、黄色で着色表示しております処分予定地内

の細長いところは、「機能を喪失した里道、水路」でございます。この部分につきましては、他の未利用地と一体として処分するものでございます。なお、地方公共団体等から取得要望のなかった東側部分につきましては一般競争入札に付すこととしております。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。当審議会の方から「適当と認める」旨のご答申をいただきましたら、平成20年3月末までに売買契約等を締結したいと考えております。なお、売買金額につきましては、後日、民間精通者からの不動産鑑定評価を踏まえて決定することになります。以上をもちまして、諮問事項の説明を終わらせていただきます。それでは、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

永原会長 ただいま管財部長から、ご説明があったとおりでございますけれども、ご質問とかご意見がございましたら承りたいと存じます。

高澤委員 2点質問させていただきたいと思ひます。1点目ですが、大変広い農場を売却しようということで、およそ半分ぐらいを今度金沢市の方に売却、譲渡したいということでございますけれども、これはなぜ全てではなかったのか。金沢市から要望がなかったという以外に何か理由があったのか、お聞かせを願ひたい。それから、この審議会の答申を経て、平成20年3月末までに売買契約を結んで、その売買価格については鑑定をして決定をしたいということでした。その後、この東側については、一般競争入札に付するという段取りになっているのかということをお聞ひしたいと思ひます。先ほど、東側については一般競争入札に付しますよというお話がございました。それは、西側の今の金沢市の売買契約が終わって、金額もきちっと決まった後に、公募する形かもしれませんが、一般競争入札に付するという意味ですね。

管財部長 はい。20年度にいたします。第1点目のなぜ西側だけかという質問ですが、これは金沢市の要望ということで、金沢市の財政事情もあるかと思ひますし、公園の必要限度というものがあると思ひますので、金沢市の要望を尊重したというものでございます。

谷委員 今の件に若干付随してですが、近隣公園にしようということなので、恐らく2haで十分だろうという判断だと思ひます。それで、そのときに、東側を残して西側を市に売却譲渡するというのは、東側の方が県道に接道しておりますので、東を残す方が処分しやすいですね。ですから、非常に賢い選択だというふうに思ひます。公園としては、別にそんな大きな道路に接道していなくても、近隣公園であれば十分に機能しますの

で、そういう意味においては、妥当な分割の仕方かなというふうに私は思います。私の方から1つ質問したいんですけども、用途を制限するというふうに言っていましたが、それはどういうふうに担保されているのでしょうか。

管財部長 それは、売買契約書におきまして「用途指定」という項目がございます。その用途指定を守ってくださいということで記載しておりまして、もしそれを守らなければ、例えば、こういうことは通常あり得ないと思いますけれども、公園にしないで営利目的の分譲マンションを作ったというようなことであれば、違約金を徴収するということにもなっております。

高澤委員 今、西側と東側の分け方について谷委員から発言がありましたけれども、多分西側は3方向に住宅地があるということもあるんじゃないかなと思うんですけども、その点はどうですか。3方向に住宅があって、公園として利用しやすいということもあったんじゃないかと思えますけれども。

管財部長 金沢市の方に色々ヒアリングしていきまして、取得要望書などもいただいておりますし、それは地元の額地区の自治会からの要望も踏まえたものでございますけれども、西側に住宅地が密集していることとか、アクセスが良いこと、それから、図面でははっきり分りにくいんですけども、西側の方は全くのフラットな地形でございます。東側のほうは若干法地になっていきまして、公園としてはちょっと使い勝手が悪いと思われれます。そのようなことを判断しまして西側を要望されたんじゃないかと思えます。金沢市の要望を当局としても尊重しております。

永原会長 中村委員、何か手を挙げていただいていたと思いますが。

中村委員 幾つか質問なんですけども、無償貸付というのは、期間がどんなふうになっているのかということと、それから私の聞き漏らしかもしれないんですけども、今回処分する中で、貸付部分と売却部分はどんなふうに分かれているのかということ。それから、今ほど西側部分と東側部分の半分のどちらを売るかということについて話題になっているんですけども、残った部分を高く売るということを考えると、傾斜がきつい方を市に売却したほうが残りやすいんじゃないかなということもあるんですけども、その辺はどんなふうにお考えかということをお願いします。

管財部長 まず無償貸付の期間ですけども、一応5年ごとに更新をしていくという形でございます。あと、全体のどの部分が無償貸付になるのかということですが、割合のこと

でしょうか。

中村委員 位置のことになります。

管財部長 3分の1が無償貸付で3分の2が時価売払ですが、この位置につきましては、これから鑑定評価で土地の価格を、民間精通者等の意見をとって決めますので、国有財産法の趣旨に則るように、国の収入が多くなるように、高い部分が売り払いになる予定でございます。それから、東側を残した理由ですけれども、これも先ほど申したこととほとんど同じですが、基本的に金沢市の要望に沿って西側を処分したと。東側もちろん、市や県の要望はないかということ、3カ月程度ホームページに掲載し、要望を募ったんですけども、残念ながら取得要望がなかったものですから、その結果として、一般競争入札で速やかに処分したいというふうに考えております。

深山委員 今の中村委員のお話のちょっと追加で、私も再任ですから、勉強を前にしているはずでございますけれども、この3分の1の無償というのがありますよね。5年の期間ということで、これは公共性のあるところへ渡すときは、無償というのは、あれはたしか北陸電力さんの富山の常願寺川だったと思いますが、前にそういう検討がありましたけれども、3分の1というのは法定相場なんですか、決まっているんですか。例えば5分の1ではだめだとか、4分の3はいいとかというような、ちょっと簡単な質問で申し訳ないけれども、非常に不思議だなと思いつつ、もう一回聞き直しをさせていただきたいなど。

管財部長 法律で明確には決まっていますが、通達で決まっております。常願寺の方につきましては、3分の2が無償貸付、3分の1が時価売払でございます。そちらの方は、所在する場所が富山県の立山町ということで、都市部に所在する財産ではないということで、3分の2を無償貸付、3分の1を時価売払としております。一方、本件につきましては、金沢市という市街地、都市部に所在しておりますので、3分の1が無償貸付、3分の2が時価売払というふうになっております。

原則的なところまで遡って申し上げますと、財政法の中で、国有地を処分するのは原則時価で処分しようというふうになっています。一方で、国有財産法とか特別措置法であるとか、さまざまな法律で、これは戦後の荒廃期の復興ということも念頭に置いたのだろうと思いつつ、公園であるとか、緑地であるとか、し尿施設であるとか、墓地とか、そういう社会的なインフラを一方で整備しなければいけないという要請もございませう。そういうものにつきましては、さまざまな減額措置であるとか無償貸付というような

ものも一方では捉えているということでございます。要するに、公共性と公益性の強いものについては、積極的にそれを保護するということでございます。

中途半端な3分の1、3分の2というのはなぜかといいますと、全くの無償貸付とか譲与をどんどんしてしまいますと、まさしく国の財政事情が非常に厳しいということが1点と、戦後の荒廃期から大分経っていますので、公園とか緑地というような、いわゆる公共性のあるような対象施設もかなり整備されてきているということでもありますとか、先ほど説明のところでも若干触れましたけれども、未利用国有地というのは必ずしも全国に均等にあるわけではないので、こういう補助金的な要素の強い無償貸付というものは地域に不公平があってはいけないということで、ある程度そういう時価売却の部分を反映させましょうということで、そういう公共的な施設を整備するという政策目標と国の財政事情のバランスを図るということで、このような3分の1、3分の2というものが定められているわけでございます。

深山委員 例えば3分の1なら3分の1で分かるんだけど、5年間なら5年間で区切りながらやっていくわけですね。多分エンドレスの話ですね。無償貸付というものをどこかで区切って、それを有償でまたお譲りするということはないわけでしょう。1回無償でそういう契約をしたら、ずっと5年更新でエンドレスになっていくものなんですか。

管財部長 基本的にはエンドレスです。ただ、先ほども説明しましたように、貸しております市や県が、用途が変わったとか、そういう利用目的に違反するようなことがあった場合とか、国においてどうしても必要性が生じたという場合は、貸付ですから、貸付を更新しないで返還してもらうということも想定はされております。ただ、通常はそういうことではないと思います。

深山委員 分かりました。

角間委員 一通りお聞きします。今、この位置というのは金沢のずっと南の端で、野々市、ちょっと先へ行けば鶴来の隅のほうになりますね。そういう見方からするとこういう形になってくるのかもしれないけれども、もう少し、財務局さんの責任というよりも行政当局の問題ですが、野々市あるいは松任の鶴来地区のところもひっくるめた考え方を持ってくると、これだけのスペースというのはなかなか得がたいスペースになるわけですので、今、市はたまたま公園ということで考えていますけれども、例えば、将来、学校の建替えとか、あるいは消防とか救急の基地を持つてくるとか、この辺の市街化の進み具合というものを

考えた場合にそういう見方が必要になってくるので、例えば、残り半分ぐらいでも、国の事情は分かりますけれども、その辺のところはもう少し当局と話を詰める必要があるんじゃないでしょうか。

管財部長 そういうこともありましたので、3カ月間、石川県とかも含めて、そういう地方公共団体に取得要望はないかと打診しています。ホームページ等にも掲載していますが、特にご要望がなかったと思います。それから、先ほど学校とかおっしゃいましたが、学校は第一種低層住居専用地域ですから、なかなか高いものは建てがたいんじゃないかなという気はしております。したがって、そういう公法上の制限もあるところでございます。

羽場委員 用地の東側の部分の用途なんですけど、用途地域は第一種低層住居専用地域ということですか。

管財部長 はい。

羽場委員 私は福井なので、金沢市の環状線がかなり発達しているというのがあまり分からないんですが、これだけ大きな道路が来ていましたら、将来的に東側の用途が住居系でなくなるということはないのかなというふうな懸念があるんですけども、ちょっとそういうことを教えていただきたいなと思います。もう1点、15ページなんですけど、「面積一覧表」の中に、水路と道ですね、道の分は今回処分の対象にはなっていないわけですよ。499.46m²というのは、これは貸し付ける分じゃなくて譲与というふうにお聞きしたんですけども、全部それを貸付のほうになぜ回さないのかなという疑問がありましたので、教えていただきたいと思います。

管財部長 まず後の質問ですけども、15ページの「用地実測図」のピンク色で塗っているところですが、これはまだ生きている水路ですので、今回の財産とは別途、既に金沢市に譲与しています。国有財産特別措置法という別の特別規定で譲与しています。今回の処分財産は別でございます。あと、色の塗っていないところに、「道7AB」とか「道10AB」と書いていますけれども、これはもう今は使われていない、水が流れていない水路でありますとか里道ですので、これは全体の未利用地の中に取り込んで、合計面積として処分しようとするものです。それから、都市計画の話でございまして、都市計画の線引きの話は、基本的に市の都市計画審議会等で決める話かと思っています。今のところ、当局の方で将来的にどうなるかという話は、市なり県の方から情報としては伺っていない

ところでございます。

谷委員 これはあくまで私が推察することですけれども、環状道路はちょっと高いところを通っておりまして、この部分は環状道路には面しておりません。面している道路は旧道の鶴来街道という非常に細い通りで、ここは商業的な開発はほとんどできないので、住宅地以外の利用はあまり考えられない場所です。ただし、環状道路に近く多少騒音があるので、普通の戸建住宅にはちょっと不向きで、どちらかという集合住宅に向くんじゃないかなという感じはします。ですから、10mの高さの制限があり、3階までしか建ちませんので多分変わらないと思います。今、都市計画マスタープランを見直していますけれども、変わるという話は聞いていません。

三田村委員 効率という面でちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほどからこの地区は契約上、使用が公園に制限されているということですよ。とすると、我々民間だったらどう考えるかという、これができるのかどうか、法的に難しいと思うんですけれども、東側と西側を持っていたら、行政は、両方一体化して、無償とか売却すると思いますが、そのときに緑地制限とか色々ございますよね。そうすると、トータル的に見て、こういう公園ですから、用途制限するならば、この公園をうまく緑地の方に解釈していただいて、東側を極めて緩和された緑地制限にするとか、そういうことができると、ますます単価が高くなるわけですよ。西側だけにすると、東側は何%か緑地制限されますから、緩和されるとか解除されるとかになるとますますいいんですけれども、法的には厳しいんでしょう。別々ということでしょうけれども、行政の場合、所有者が一体のようなものですから、そういうことが実際可能なのか。法的に難しいんでしょうけれども、そんなことをお考えになったことはあるのかどうか教えていただければと思います。

管財部長 当局では特に考えたことはございません。

三田村委員 でも、できれば最高にいいですよ。

管財部長 東側の緑地を残すということでしょうか。

三田村委員 いえ、西側が緑地ですから、東側の緑地制限を仮に25%としますと、そこだけ売却するときは、必ずその業者が緑地部分を負担しなければいけませんよね。25%を仮に緑地にするとしたら、その制限を外してくださいよ、西側を提供しますからという意味です。でも、これは一体化ならできますけれども、別物件という解釈ですと到底できませんね。そういうマクロ的にお考えになったことがあるのかどうかということをお伺い

とお聞きしたかったんです。

谷委員 日本の法律は敷地ごとに義務規定になっていまして、敷地を超えてやるということとは非常に難しいんですね。容積率が敷地を超えて移転するということは一部可能になっていますけれども、ほかはほとんど現状では難しいですね。同じ所有者でも、敷地が分かれたら敷地ごとに義務が生じますので。ですから、一体の敷地として一体的に開発すれば別ですけれども、一度公園として敷地を切ってしまうと、たとえ反対側を金沢市が持っていたとしても、それは別の敷地ですから、別の適用がそれぞれにかかります。

三田村委員 ご指摘のとおりでございます。だから、財務局さんが、建物を全て一括して作って、それを分離して貸してもいいよと。自分が使わなくても、民間でもいいよと。それをもとに、建物の持ち分も制限しませんよというふうな考えもあるというお話です。処分の段階で、なければおしまいですがけれども、何かそういう考えを適用する方法というのがあるのかなと。

谷委員 斜線制限なんかは、公園があると緩和されるんですけどね。

三田村委員 そうですね。お聞きしたかっただけです。すみません。

谷委員 土地開発公社についてお伺いしたいんですけれども、金沢市が財政措置が難しいということで、土地開発公社を一時的に受け皿として譲渡して、そこからまた金沢市にということですがけれども、その辺の情報の開示というのはどういうふうになっているんでしょうか。よく土地開発公社が不透明で問題になるケースがございますので、その辺ははっきりしておいたほうがいいかなと思います。

管財部長 まず、土地開発公社といいますのは、公有地の拡大の推進に関する法律10条1項で、「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる」ということで、法律に則る団体であるということでございます。今回の処分につきましても、金沢市は市議会等に説明しております。ちなみに、土地開発公社のことについてですがけれども、19年度当初予算の中で、公共用地の先行取得費として、債務負担行為までは了解をとっているというわけでございます。したがって、この四十万は金額までは指定していませんけれども、一定の債務負担行為をするということまでは議会の了解はとっているようでございます。

永原会長 あとはいかがですか。

高澤委員 市民の憩いの場として、また災害のときの避難場所として有効に活用されることは大変結構なことではないかと思えます。ただし、東側について、一般競争入札に付して適正に売却したいというお話もございました。厳しい財政事情もありますし、是非、社会の一助とするためにも、速やかな売却にご努力を願いたいということを意見として申し上げておきたいと思えます。

永原会長 もしご意見がないようでしたら、これで諮問のとおり決定いたしたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございませうか。

〔「異議なし」の声あり〕

永原会長 ありがとうございます。では、ご意見がないようですので、諮問のとおり決定いたしたいと存じます。ありがとうございます。

管財総括課長 それでは、今、答申書の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、会長から局長に答申書を渡していただきたいと思えます。

〔永原会長から大森局長に答申書を手交〕

永原会長 これをもちまして、諮問事項の審議は終了いたしました。

管財総括課長 ありがとうございます。

8. 報告事項

「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議」の開催結果等について

永原会長 次に、報告事項として、「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の開催結果等」について、事務局からご説明をお願いいたします。

管財部長 それでは、「国有財産の有効活用に関する北陸地方有識者会議の開催結果等」につきましてご報告させていただきたいと思えます。地方有識者会議につきましては、前回の審議会におきまして、会議開催の経緯、背景、会議でご検討をいただく事項等について説明させていただきました。本日は、今年の1月15日から5月16日までの6回にわたり開催いたしました地方有識者会議について、会議メンバーからいただいた意見の概要、それを踏まえて策定いたしました「北陸財務局管内の宿舍の移転・再配置計画」及び「富

山市内の合同庁舎の使用調整計画」の概要についてご報告させていただきたいと思います。

お手元に資料があると思いますけれども、資料1ページをごらんください。地方有識者会議の開催状況でございます。第1回から第3回及び第6回は主に宿舍の移転・再配置計画につきまして、第3回から第5回は庁舎の使用調整計画につきましてご検討いただきました。

まず、国家公務員宿舍の移転・再配置計画でございますが、財務大臣主催の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」におきまして、政令指定都市を中心に、公務員宿舍の移転・再配置計画を策定することとなりました。北陸財務局管内におきましては、政令指定都市はございませんが、金沢市及びその周辺を検討対象地区にしたいと考えている旨を前回の審議会でご説明いたしました。公務員宿舍の移転・再配置計画（案）につきましては、地方有識者会議メンバーからいただいた意見の概要を2ページに示してございます。

まず第1点目は、「資産債務改革並びに国有財産の有効活用の観点から、公務員宿舍を合同宿舍化、集約化すべきであり、土地の高度利用を進める必要がある」というご意見でございます。2点目は、「その際、地域の都市計画との整合性について、地方公共団体と協議するとともに、良好な住環境の確保に配慮することが望ましい」というご意見でございます。3点目は、「集約の結果生じる跡地の処分に関しても、地方公共団体の意見を徴することが望ましい」というようなご意見でございます。当局におきましては、これらのご意見を踏まえて、宿舍の移転・再配置計画の当局案、北陸財務局案をまとめまして、財務本省に置かれています「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」に報告いたしました。検討・フォローアップ有識者会議では、さらに検討が加えられた後、6月に最終の取りまとめが行われ、公表されたところでございます。

検討・フォローアップ有識者会議の公表した内容でございますが、3ページをごらんいただければと思います。3ページの地図は宿舍の移転・再配置の検討対象地域を示したもので、当局の当初案のとおり、金沢市及びその周辺部が対象となりました。この地域は、地価が1m²当たり概ね10万円以上と、北陸の中では比較的高く、公務員宿舍が集中していることから、集約化による効果が高いものと考えております。それから、4ページをごらんいただきたいと思うんですけれども、その宿舍の廃止基準というものでございまして、計画では、検討対象地域内で法定容積率に対する利用率が5割未満の宿舍、1,000m²

未満の小規模敷地に所在する宿舎、耐用年数を迎える老朽化した宿舎については、原則として廃止対象宿舎として選定しております。5ページをごらんいただきたいと思います。移転・再配置計画の全体像でございますが、この計画では、昨年9月時点で18カ所あった宿舎を平成27年度末までに合計8カ所廃止し、10カ所に集約するものとなっております。6ページをごらんいただきたいと思います。平成18年度では18カ所893戸ある宿舎を平成27年度までに8カ所88戸廃止し、10カ所805戸の宿舎に集約化いたします。なお、これにより新たに有効活用が可能な土地として2.2ha、金沢21世紀美術館敷地に相当するぐらいの面積が生まれるということになっております。以上が、公務員宿舎の移転・再配置計画でございます。

続きまして、富山市内の合同庁舎の使用調整でございますが、庁舎等使用調整計画について、使用調整の実施に当たっては、行政手続の透明性の確保と実効性の向上の観点から、財務大臣が財政制度等審議会に諮った上で使用調整計画を策定するとされております。地方有識者会議は、この審議会での検討に資するため開催するものでございます。当局では、国有財産の監査結果等に基づきまして、富山市内の2つの合同庁舎について使用調整計画の北陸財務局案を作成いたしました。庁舎等使用調整計画（案）について、地方有識者会議メンバーからいただいた意見の概要は7ページでございます。1点目は、「使用調整の結果創出される売却可能な財産について、街づくり計画等と整合性のある利用用途となるよう売却手法の検討を含め、配意すべき」というものでございます。2点目は、「国の庁舎の分散を解消し、集約化することにより利用者の利便性が図られており、適当」というご意見でございます。3点目は、「庁舎利用のための来客者用駐車場の確保も念頭に置くべき」というご意見でございます。当局では、これらの意見を踏まえまして、富山市内の合同庁舎の使用調整計画をまとめまして財務本省に報告いたしました。財務本省におきまして、本年6月、財政制度等審議会に諮問されまして、その答申を得て計画決定されたところでございます。

この使用調整計画の概要をご説明したいと思います。8ページの図をごらんいただきたいと思います。富山は2つ合同庁舎がございますが、1つ目の富山地方合同庁舎についてでございます。庁舎等使用効率等実態監査によりまして、約530m²が余剰と認められました。これに加えまして、富山労働局が富山労働総合庁舎へ移転するというところで、合同庁舎に790m²の空きスペースが生じました。530m²と790m²、合わせまして

1, 320 m²について使用調整を行う計画でございます。その表の箱の中に書いていますとおり、富山市内に所在します富山農政事務所、それから経済産業省の3つの出先機関、電力・ガス事業北陸支局、北陸産業保安監督署、原子力安全・保安院北陸分室を合同庁舎に入居させる予定でございます。この結果、それぞれの跡地が売却可能な財産となります。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。もう1つの合同庁舎であります富山丸の内地方合同庁舎につきましても同様に、今般の監査によりまして110 m²が余剰と判断されております。これに加えて、入居しております富山労働基準監督署が富山労働総合庁舎へ移転するため、340 m²の空きスペースが生じますので、合わせて450 m²について使用調整を行おうとする計画でございます。具体的には、現在、民間のビルを借りております自衛隊富山地方協力本部富山分室を合同庁舎に入居させて、借受けの解消を図ります。それから、富山税務署については、調査部門の強化に対応するため、所要の面積が必要ということなので、その部分の面積を割り当てるものとなっております。富山市内の合同庁舎の使用調整計画につきましても、以上のとおりでございます。地方有識者会議のご意見につきましては、国家公務員宿舎の移転・再配置計画並びに富山市内の合同庁舎の使用調整計画の策定に際して参考にさせていただきましたが、今後の計画の実行に当たりましても、ご意見を参考にしたいと考えております。

ところで、財務大臣主催の「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」につきましては、今年の6月15日、11月30日に報告案が出ています。6月15日には「国有財産の有効活用に関する報告書」、11月30日には「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」というものがございます。その概要について資料をお配りしております。簡単に説明をさせていただきたいと思います。お手元でございます、表紙に「席上配布参考資料国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」と書かれた資料をごらんください。

まず、「国有財産の有効活用に関する報告書のポイント」をごらんください。これは、今年6月にまとめられました報告書の概要を記載したものでございます。これまでの会議における検討経過を踏まえまして、縦長の紙の2. のところでございますけれども、23区内の庁舎につきましても、霞が関地区の庁舎は売却しないで、高層合同庁舎化を図る。一方、大手町地区の庁舎については移転を行い、跡地の処分をすることとなっております。また、23区外の宿舎につきましては、先ほど報告事項で説明いたしましたとおり、移転・

再配置計画を策定し、全国で309haの跡地が捻出されたということでございます。これらの結果、「経済財政改革基本方針2006」の売却収入が達成可能となったところでございます。なお、跡地の売却に当たりましては、民間知見を最大限に活用するとともに、公正・透明な手続が必要であるという意見をいただいたところでございます。このような民間の知見の最大限活用や公正・透明な手続の実施というような意見を基本的な考え方としまして、先週の11月30日に「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針」が取りまとめられました。

資料の「宿舎・庁舎の跡地の有効活用の基本方針のポイント」をごらんください。その資料の2ページに、このような横長の紙があるかと思えます。「跡地の4類型化」ということで、4つの種類に類型化するというものでございます。跡地は全体で954カ所、382haぐらいあるわけでございますけれども、跡地をどのように活用するかということでございまして、跡地の属性とか、どこにあるかということによって、4つのパターンに分けて処分を考えましょうというものでございます。1つ目のパターンとしましては、「まちづくり・価値向上型」といって、跡地が比較的大きなもの。概ね1ha超で、まちづくりに配慮していかなければいけないと。民間の知見を活用することにより、資産価値の向上、地域経済の活性化を図るというものでございます。2つ目は「公用・公共用途型」というもので、道路、公園、福祉施設などの公用・公共用の用途への活用が望まれているものでございます。それから3つ目は、「処分不利・価値向上型」ということで、接道状況の悪い土地や単独で処分するのが困難な土地につきまして、民間の知見を活用し資産価値の向上を図るというものでございます。4つ目が、「一般型」として、前述した以外のもので、これが逆に言えば原則的な処理方法でございますけれども、一般競争入札ということで、大宗の未利用地がこの類型に当たるものと思われます。4類型をどのように処分するかというのは、資料の6ページに、矢印の表をつけたものがあるかと思えます。ここに書いてございますとおり、「まちづくり価値・向上型」に分類されるような土地、面積が1ha以上あって、価値の向上が認められるようなものについては、地元の市町村の地区計画なども活用した一般競争入札を図るというものでありますとか、二段階一般競争入札ということで、第一段階におきまして一定の企画競争というものをし、その後、通常の価格の競争をするという形で、企画競争的なものを導入した競争方式が想定されております。それから、「公用・公共用途型」につきましては随意契約方式が考えられており

ます。3つ目の処分が非常に難しい財産については、一定の事業者に信託方式で利用計画を策定してもらおうという形の方式が想定されております。4つ目の「一般型」の種類の公有地につきましては、通常の価格競争型の一般競争入札というものが考えられております。資料の8ページに、先ほど申しました二段階一般競争入札の流れを書いております。基本的な流れとしましては、「まちづくり・価値向上型」の跡地を選定し、一定の開発条件を設定の上、いろんな企画審査を行った上で、第一段階としての競争をやる。続きまして、価格競争の入札をやって落札者を決定するというものでございます。ただこれは、有識者会議の方で大枠が決まったというだけでございますので、具体的な事務取扱いなどについては、今後、財務省の方で検討されるものと思われまして、簡単でございますけれども、フォローアップ有識者会議につきまして報告させていただきました。報告事項は以上でございます。どうもありがとうございました。

永原会長 ありがとうございます。では、ただいまの報告事項につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。

〔質疑なし〕

永原会長 ないようでございますので、これで終えてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

永原会長 ありがとうございます。では、せっかくの審議会でございますので、報告事項以外でも国有財産行政に関するご意見とかご質問等お持ちの方がございましたら、局長も出ておりますし、何なりとお話ししていただきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、審議会の方はこれで終わりたいと思います。ご協力ありがとうございました。

9. 北陸財務局長閉会挨拶

大森局長 閉会の前に、一言御礼のご挨拶を申し上げます。本日は年末の非常にお忙しい中、また長時間にわたりまして、熱心にさまざまな角度からご審議あるいは貴重なご意見を賜りまして、誠にありがとうございました。ご審議いただきました諮問事項につきましては、答申を踏まえまして適切に処理してまいりたいと考えております。また、委員の皆様方におかれましては、国有財産行政に限らず、財務・金融行政全般につきまして、今後

ともご助言あるいはご指導を賜りたいと存じます。簡単ではございますが、閉会に当たりまして、本日のご審議のお礼の言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

永原会長 これをもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただきまして、本当にありがとうございました。なお、本日の審議結果につきましては、当審議会の規則によりまして、議事録等を原則公開とすることとなっております。ただいま事務局の方から配付いたしております資料のとおり、本日の議事内容を記者発表するとともに、議事規則の定めによりまして、後日、各委員の皆様のご了解を得た上で、北陸財務局のホームページに議事録を公開することいたします。ご理解のほどよろしく願いいたします。それでは、この後の進行を事務局にお願いいたします。

10. 閉 会

管財総括課長 会長、大変ありがとうございました。これをもちまして、第66回国有財産北陸地方審議会を閉会させていただきます。本日は大変ありがとうございました。